

写真を撮って送るだけ

簡単 年調

KANTAN NENCHO

簡単年調 証明書等アップロード
マニュアル

ECOMIC

はじめに

簡単年調は、証明書等の**原本**の画像を撮影・スキャンしていただくことで、その内容を控除対象として処理（データ化）し、申告内容の確認をしております。

その際、**必要な情報がすべて見える状態**であることが必要となります。「1 画像撮影・スキャンの基本ルール」とともに、申告する内容に応じた項目をご確認ください。

原本の用意ができていない場合

原本の用意ができていない場合、アップロードする予定があることを示すため、アップロードエリアの下にある「まだ届いていない証明書等がある」エリアを押してください。

複数枚証明書等をアップロードしたいとき、まだ届いていない証明書がある場合は、現在お手元にある分の証明書をアップロードいただいたうえで、「まだ届いていない証明書等がある」エリアを押してください。

※複数枚「届いていない証明書」がある場合も、1度だけ「まだ届いていない証明書等がある」エリアを押してください。



目次

- 1 画像撮影・スキャンの基本ルール
- 2 勤労学生の申告をする場合
 - 2-1 学校証明書
 - 2-2 在学証明書
- 3 扶養親族が非居住者の場合
 - 3-1 親族関係書類
 - 3-2 送金関係書類
- 4 保険料控除を申告する場合
 - 4-1 XMLファイル
 - 4-2 国民年金の控除証明書
 - 4-3 国民年金の領収書
 - 4-4 小規模企業共済掛金
 - 4-5 旧長期損害保険の証明書
 - 4-6 地震保険の証明書
 - 4-7 個人年金の証明書
 - 4-8 介護保険の証明書
 - 4-9 一般の生命保険の証明書
 - 4-10 お知らせ、本人控え
- 5 住宅借入金等特別控除を申告する場合
 - 5-1 XMLファイル
 - 5-2 住宅借入金等特別控除申告書
 - 5-3 年末残高証明書
- 6 前職の源泉徴収票を登録する場合

1 画像撮影・スキャンの基本ルール

どの証明書（書類）にも共通する基本的なルールが5つあります。
 これらが守られていない場合、控除対象として処理（データ化）できなかつたり、エラーとして再アップロードをお願いする場合があります。

① 切り取り線で切り離して、1枚ずつ撮影・スキャンしてください。

切り取り線がある複数の証明書・書類がくっついていると、控除対象として処理（データ化）できません。また、切り離したものを1つの画像に納めた場合も、控除対象として処理（データ化）できませんので、必ず1枚ずつ撮影・スキャンしてください。

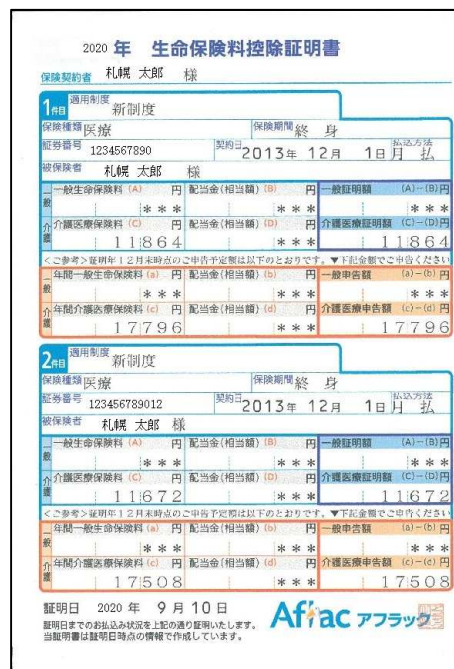
※切り離したくない場合は、切り取り線で折り曲げる等、切り取り線を越えた部分が一緒に映らないように撮影・スキャンしてください。

悪い例



切り取り線

良い例



切りすぎ注意!!

1契約ずつにしようとして、切り取り線以外の部分を
 分けてしまうと情報が欠けてしまう場合があります。
 「切り取り線」で分けるようにしてください。

悪い例

会社名不明



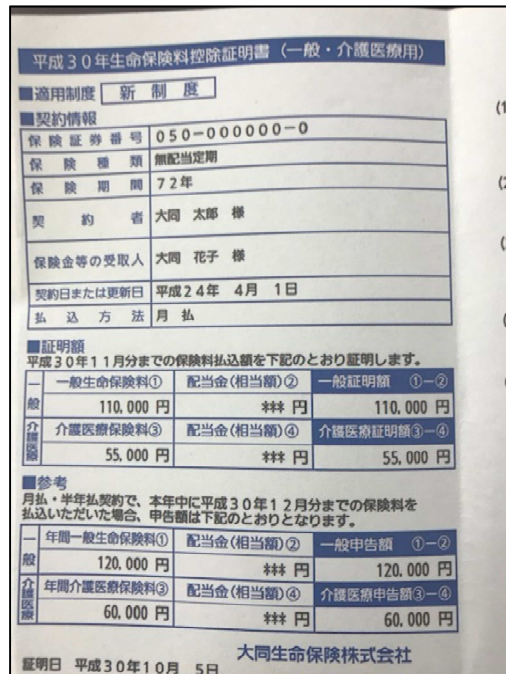
悪い例

年度、契約者不明

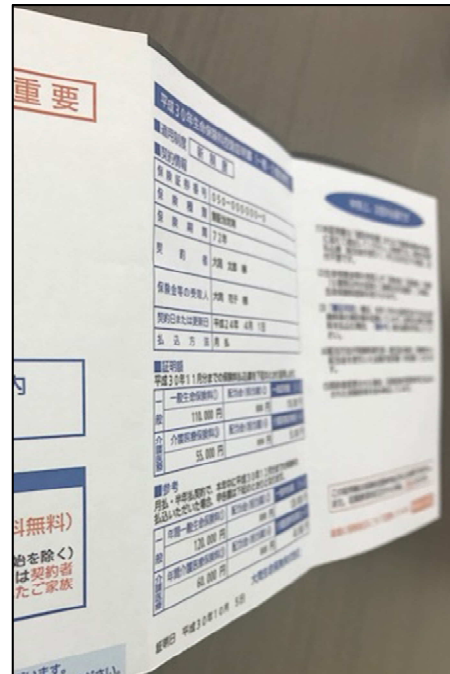


②できるだけまっすぐ撮影してください。
斜めから撮影すると、文字が読み取れない場合があります。

良い例

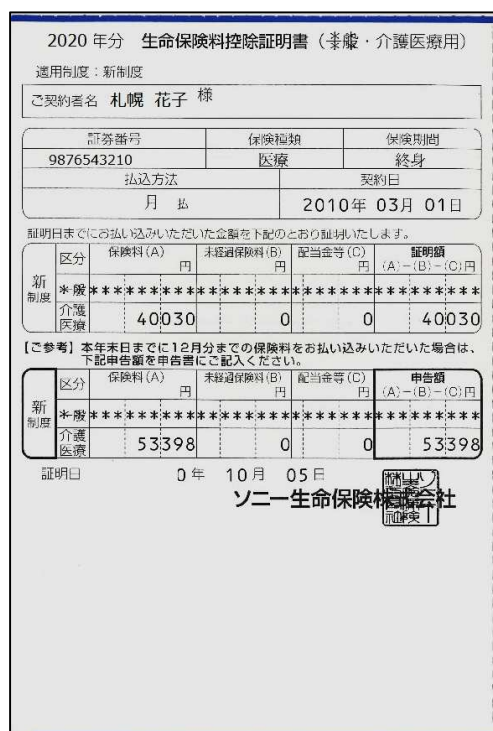


悪い例

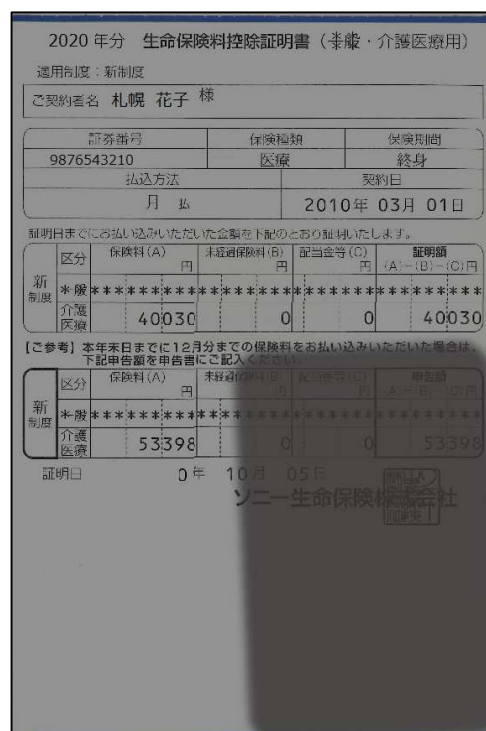


③できるだけ明るいところで撮影してください。
暗いところでの撮影や、スマートフォンや手などによって濃い陰で隠れている部分があると、文字が読み取れない場合があります。

良い例



悪い例



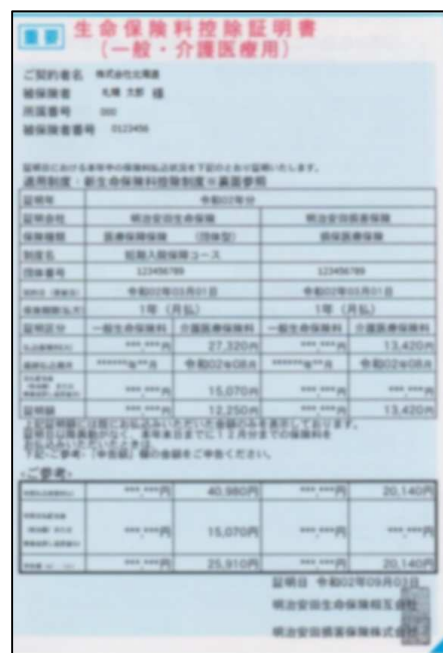
④ピントが合うように撮影してください。

ピントが合わず、文字がぼやけた状態で撮影すると、文字が読み取れない場合があります。

良い例



悪い例



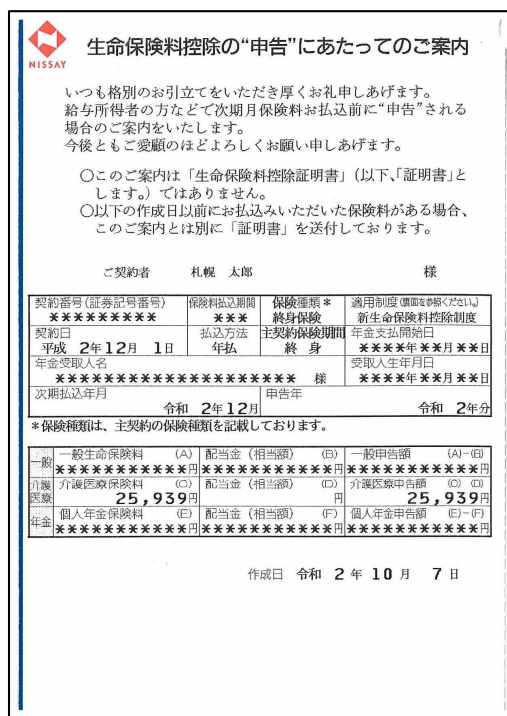
⑤証明書等の情報が見切れないように撮影してください。

保険会社名や年度の一部、「円」などが欠けるだけでも、控除対象として処理（データ化）できない場合があります。

※保険会社のロゴのみの場合もデータ化できません。

悪い例

会社ロゴはあるが、会社名の記載がない



悪い例

表題と年度が欠けている



2 勤労学生の申告をする場合

勤労学生を申告する場合、大学、短期大学、大学院等の一部の学生を除き、証明書が必要となります。証明書が必要かどうかは、简单年調上で「勤労学生区分」を「登録する」にした際に表示されるヘルパーの選択によって自動で判定されます。

証明書が必要と判定された場合、「**学校証明書**」と「**在学証明書**」が必要になります。

2-1 学校証明書

「学校証明書」とは、「文部科学大臣」または「厚生労働大臣」が「勤労学生控除の対象となる学校であること」を証明した書類です。

「学校証明書」の有効期間は**1年間**であるため、有効期限内の証明書をご用意ください。

「学校証明書」は以下のようなものです。もし、裏面に学科や課程名が記されている場合は、**裏面**も撮影・スキャンし、「さらに画像ファイルをアップする」を押して枠を追加してアップロードしてください。


表面例

2文科生第××号

学校証明書
所得税法施行令第…に掲げる専修学校
・各種学校である旨の証明書

学 校 名 ○○専門学校
学校の所在地 東京都○○区1-2-3
設置者の名称 学校法人○○学園
設置者の主たる
事務所の所在地 東京都○○区9-8-7
該当する課程名 裏面の通り

所得税法施工令第……
に該当するものであることを証明する。

令和3年11月1日
文部科学大臣 文部 太郎 

【必要な情報】

- ・表題
- ・学校名
- ・証明内容
- ・証明年月日
- ・文部科学大臣または厚生労働大臣の氏名及び印鑑

裏面例

該当する課程名 ○○課
 ○○学部××課
 ○○課

2-2 在学証明書

「在学証明書」とは申告者が在学していることを証明した書類です。

学生証は、在学証明書の代わりとなりません。ご注意ください。

「在学証明書」も、今年在学していることが証明されなければならないため、**過去の在学証明書は使用できません。**必ず**今年度**発行されたものをご用意ください。

在学証明書は以下のようなものです。

第××号

在学証明書

氏名 札幌 太郎
19××年1月1日
生

上記の者は、令和3年現在、本校○○
学科に在学するものであることを証明する。

令和3年10月×日

○○専門学校
学校長 専門 太郎 印

【必要な情報】

- ・表題
- ・学生氏名
- ・証明内容
- ・証明年月日
- ・学校名
- ・学校長等の氏名及び印鑑

3 扶養親族が非居住者の場合

扶養親族が非居住者（1年以上海外に住んでいる人）の場合、証明書が必要となります。

※「住所」が「別居」であり、「国」が「国外」で、「現在まで引き続いて1年以上国外に住んでいますか？」が「はい」の場合に証明書が必要と判定されます。

必要な証明書は、「**親族関係証明書**」と「**送金関係証明書**」です。

いずれの証明書も、日本語訳が必要となります。

※証明書画像がもともと日本語の場合には、「日本語訳不要」と入力してください。

未入力の場合はエラーとなります。

日本語訳については、書類である必要がないため、申告時に書類の内容を入力していただきます。

日本語は、全角125文字、半角250文字となりますので、簡略化してご入力ください。

「内容の概略」欄

親族関係書類に書かれている内容の概略（日本語で250文字以内）

アップロードした親族関係書類がどのような内容であるかを、日本語で簡単に入力してください

3-1 親族関係証明書

「親族関係証明書」とは、非居住者が申告者の親族であることを証明する書類です。
公的機関や政府等から発行された証明書（コピーでも可）が必要です。
 また、申告したい親族の続柄に応じて、必要な情報が異なります。

①申告したい親族が申告者（ご自身）の父母の場合

必要情報	書類例
申告者と父母の氏名・生年月日 関係性(続柄)	申告者の出生証明書
父母の現在の居住地	父母の戸籍謄本 父母のパスポート

②申告したい親族が申告者（ご自身）の兄弟姉妹の場合

必要情報	書類例
申告者、兄弟、父母の氏名・生年月日 関係性(続柄)	申告者の出生証明書 兄弟姉妹の出生証明書
兄弟姉妹の現在の居住地	兄弟姉妹の戸籍謄本 兄弟姉妹のパスポート 兄弟姉妹の学生証

③申告したい親族が申告者（ご自身）の子の場合

必要情報	書類例
子、父母(申告者)の氏名・生年月日 関係性(続柄)	子の出生証明書
子の現在の居住地	子の戸籍謄本 子のパスポート

④申告したい親族が配偶者の場合

必要情報	書類例
申告者と配偶者の氏名・生年月日 関係性(続柄)	婚姻証明書
配偶者の現在の居住地	配偶者の戸籍謄本 配偶者のパスポート

⑤申告したい親族が配偶者の父母の場合

必要情報	書類例
申告者と配偶者の氏名・生年月日 関係性(続柄)	婚姻証明書
配偶者と配偶者の父母の氏名・生年月日 関係性(続柄)	配偶者の出生証明書
配偶者の父母の現在の居住地	配偶者の父母の戸籍謄本 配偶者の父母のパスポート

⑥申告したい親族が配偶者の兄弟姉妹の場合

必要情報	書類例
申告者と配偶者の氏名・生年月日 関係性(続柄)	婚姻証明書
配偶者、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の父母の 氏名・生年月日 関係性(続柄)	配偶者の出生証明書 配偶者の兄弟姉妹の出生証明書
配偶者の兄弟姉妹の現在の居住地	配偶者の兄弟姉妹の戸籍謄本 配偶者の兄弟姉妹のパスポート 配偶者の兄弟姉妹の学生証

親族関係証明書は以下のようなものです。

가족관계증명서(일반)

등록기준지					
구분	성명	출생연월일	주민등록번호	성별	분
본인		1985년 05월 17일		여	
가족사항					
구분	성명	출생연월일	주민등록번호	성별	분
부		1954년 01월 20일		남	
모		1957년 01월 12일		여	

위 가족관계증명서(일반)는 가족관계등록부의 기록사항과 불일치함을 증명합니다.

2020년 10월 20일
서울특별시 동대문구청장 유덕열

※ 위 증명서는 「가족관계의 등록 등에 관한 법률」 제15조제2항에 따른 등록사항을 현존한 일반증명서입니다.

발급지다 : 13시 25분
발급원장자 :
 :
신청인 :

서울특별시 동대문구청장
(수입용지가 반영이 되지 아니한 용량을 그 표지를 교정할 수 있습니다.)

【必要な情報】

- ・国外居住親族の氏名
- ・申告者との関係
- ・生年月日
- ・住所又は居所

日本語訳

証明書には、日本語訳が必要となります。
 その際は、以下のように、証明書に書かれている内容の概略を「内容の概略」欄に入力してください。
 ※日本語訳は、全角125文字、半角250文字となります。
 ※証明書画像がもともと日本語の場合には、「日本語訳不要」と入力してください。
 未入力の場合はエラーとなります。

「内容の概略」欄

親族関係書類に書かれている内容の概略（日本語で250文字以内）

アップロードした親族関係書類がどのような内容であるかを、日本語で簡単に入力してください

- 【例】**
 以下の情報を入力したい場合
- ①本人の家族関係証明書 続柄、氏名、生年月日、居住地（国名のみ）
 - ②兄弟の家族関係証明書 続柄、氏名、生年月日、居住地（国名のみ）

【入力例】
 家族関係証明書
 父サンプルタロウ 540102 韓国
 母サンプルハナコ 570112 韓国
 家族関係証明書
 子サンプルコタロウ 000202 韓国

3-2 送金関係証明書

「送金関係証明書」とは、申告者が非居住者の親族に送金したことを証明する書類です。**金融機関の発行した書類（控え・コピーも可）**が必要です。必ず**今年**送金されたものをご用意ください。
 例：当年の外国送金依頼書、家族カード（クレジットカード）の利用明細書など
 また、**日本語以外で書かれた証明書**である場合、**日本語訳が必要**です。親族関係書類と同様に、「概略」欄に入力してください。

送金関係証明書は以下のようなものです。

海外送金取引明細書

2021年10月20日

会員番号
氏名 様 **海外送金銀行**

送金金額 **826,500 円**
上記金額を、下記のとおり正に送金いたしました。

記

送金金額の明細	受付番号	受取人	送金金額(円)	送金日	送金目的
			100,000	2021/1/22	生活費
			249,500	2021/3/18	生活費
			50,000	2021/6/18	生活費
			213,500	2021/7/27	生活費
			213,500	2021/10/6	生活費

※注意事項
 (1)この送金記録は本人宛に送金していただき、
 (2)アカウント情報は、送金に使用された金融機関の名称になります。
 (3)送金金額は送金手数料、上記金額以外送金銀行の手数料を差し引いた金額になります。
 (4)送金金額が総額で1,000円以上の場合は、送金銀行が受取人宛への送金記録に入金となります。
 (5)送金銀行は上記送金記録に基づき、送金額に100%入金予定の資金が確保されているものではありません。

【必要な情報】

- ・送金を行った人の氏名
- ・送金された人の氏名
- ・送金日（送金した年月）
- ・送金金額

日本語訳例

21年1・6月
 サンプル 一郎送金
 サンプル タロウ
 サンプル ハナコ

※複数の非居住者に対する証明を行う場合

非居住者の**それぞれに送金証明を行う**必要があります。

例：札幌太郎が、札幌次郎と札幌桃子に送金している場合
 悪い例の場合は、札幌桃子に送金関係がないものと判断されます。

良い例		悪い例	
札幌次郎	札幌桃子	札幌次郎	札幌桃子
送金明細書 札幌太郎 4/1 札幌次郎 200.000円	送金明細書 札幌太郎 4/1 札幌桃子 50.000円	送金明細書 札幌太郎 4/1 札幌次郎 250.000円	札幌桃子の分を含めて 札幌次郎に送金

4 保険料控除を申告する場合

保険料控除を申告する場合は、2つの申告パターンがあります。

1. 証明書のアップロードが必要なもの

- ① 生命保険料控除
 - ・ 生命保険料控除証明書（「2.証明書のアップロードが不要なもの」にある①を除く）
 - ・ 共済掛金払込証明書（等）
 - ・ 申告予定額のお知らせ
- ② 地震保険料控除
 - ・ 地震保険料控除証明書
 - ・ 共済掛金払込証明書（生協、農協等）
- ③ 社会保険料控除
 - ・ 社会保険（国民年金保険料）控除証明書
 - ・ 国民年金基金控除証明書
- ④ 小規模企業共済等掛金控除（確定拠出年金）
 - ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金
 - ・ 心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金
 - ・ 企業型年金加入者掛金
 - ・ 個人型年金加入者掛金
 - ・ 個人型確定拠出年金（iDeCo）

2. 証明書のアップロードが不要なもの

以下のものは証明書不要な保険料のため、証明書不要な保険料の申告欄にご入力いただきます。そのため、画像のアップロードは必要ありません。

- ① 生命保険料控除
 - ・ 旧一般生命保険料のうち、**年間払込額9,000円以下のもの**
※ 平成23年（2011年）12月31日までに契約した一般の生命保険
- ② 国民年金、国民年金基金の掛金以外の社会保険料
 - ・ 国民健康保険料
 - ・ 任意継続の健康保険料
 - ・ 介護保険料（40歳～64歳まで）
 - ・ 後期高齢者保険料（年金からの引き落としではなく、申告者が払い込みで支払ったもの）

※現在所属している会社の雇用保険料や、健康保険料は申告する必要がありません。

4-1 XMLファイル

ここでいうXMLファイルは、保険の控除証明書の電子データのことです。現状、各保険会社から証明書の郵送の代わりに、インターネットサービスとして提供されています。

簡単年調では、画像のアップロードと同様の方法で、XMLファイルをアップロードできます。その際の注意事項は以下の2つです。

- ① **アップロードをするまでに、データの加工をしないでください**
保険会社から案内されている（印刷方法やPDF化等）以外の加工を行った場合、証明書としての効果がなくなります。また、加工されたデータは簡単年調にアップロードすることができないようになっています。
- ② **XMLファイルと同じ契約内容のPDFや画像をアップロードしないでください**
XMLファイルは、印刷したりPDF化したりできるようになっていますが、両方を簡単年調にアップロードすると、二重申告になる恐れがあります。

4-2 国民年金の控除証明書

国民年金の証明書は、2つの形があります。
 多くの場合、以下のような、納付対象の月と納付済みの金額が記載されたものです。

- 【必要な情報】
- ・表題（「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等）
 - ・納付年度
 - ・支払保険料額

13か月以上前納した場合、以下のような証明書となります。
 切り取り線で切り離し、証明書下部の「申告する年」に書かれたそれぞれの年に申告するか、切り離さずに1度にまとめて3年分申告するかを選ぶことができます。

単年調では、**切り離れた時点でそれぞれの年に申告すると判定します**。そのため、各年分を切り離れた画像を3枚アップロードしても、「申告する年」が今年以外のものはデータ化できません。

- 【必要な情報】
- ・表題（「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等）
 - ・納付年度
 - ・支払保険料額

←この画像をアップロードした場合、
 今年の申告金額は100,000円となります。

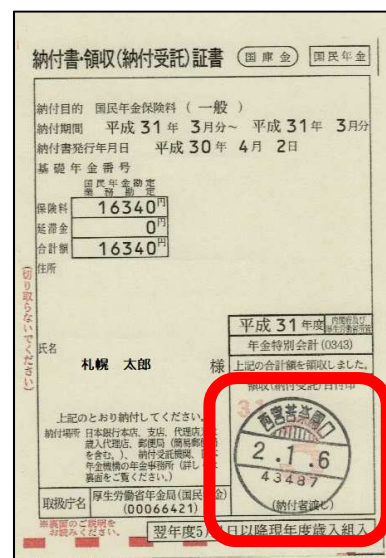
この画像をアップロードした場合、
 今年の申告金額は360,000円となります。

4-3 国民年金の領収書

一定の日以降に国民年金を支払った場合、証明書にその分の記載がない場合があります。その際は、領収書の画像を証明書の代わりとしてアップロードすることができます。

【コンビニエンスストア等で支払った場合】

領収書には領収日付印が押されます。そのため、領収日付印の内容（年月日）が見えるように撮影してください。

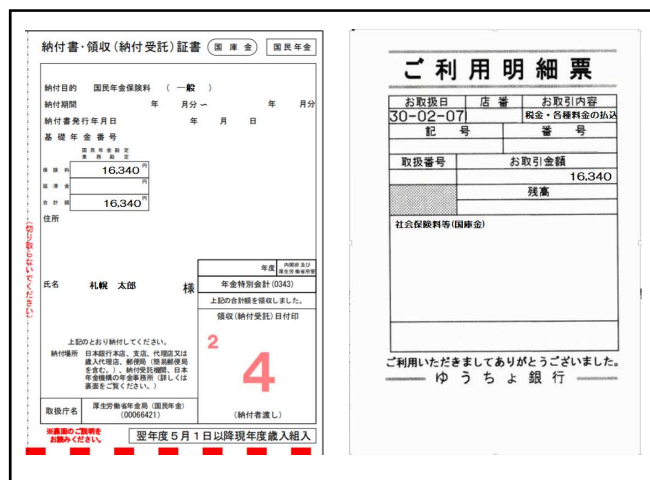


- 【必要な情報】**
- ・表題（「納付書・領収（納付受託）証書」等）
 - ・領収年月日（領収日付印）
 - ・支払保険料額

←領収日付印

【Pay-easy（ペイジー）等でATMやインターネットを通して支払った場合】

領収日付印がないため、領収年月日がわかるもの（ご利用明細等）と、日付印のない領収書を1つの画像に納めて撮影・スキャンしてください。



- 【必要な情報】**
- ・表題（「納付書・領収（納付受託）証書」等）
 - ・領収年月日（お取引日）
 - ・お取引内容（「社会保険料(国庫金)」など）
 - ・支払保険料額

4-4 小規模企業共済掛金

小規模企業共済掛金の証明書は、表題に小規模企業共済掛金、確定拠出年金、心身障害者共済制度掛金と書かれているものです。

証明書のみの書類や、内訳と証明書がセットになっている書類があります。

※内訳部分のみをアップロードした場合、証明書ではないため処理を行うことができません。

重要

令和2年分小規模企業共済等掛金払込証明書
確定拠出年金（個人型年金）

氏名 札幌太郎
住所

1月引落	*****
2月引落	*****
3月引落	*****
4月引落	¥24,000- 2ヶ月分収納
5月引落	¥12,000-
6月引落	¥12,000-
7月引落	¥12,000-
8月引落	¥12,000-
9月引落	¥12,000-
10月引落	*****
11月引落	*****
12月引落	*****
本年9月までに払い込まれた金額	¥84,000-
10～12月に払い込まれる予定金額	¥36,000-
合計金額	¥120,000-

本年9月までに払い込まれた金額 ¥84,000-
10～12月に払い込まれる予定金額 ¥36,000-
合計金額 ¥120,000-

令和2年10月16日発行

〒106-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル

国民年金基金連合会

- 【必要な情報】
- ・表題（「〇〇払込証明書」等）
 - ・証明者名又は証明社名
 - ・証明年度
 - ・契約者氏名
 - ・掛金金額

4-5 旧長期損害保険の証明書

地震保険の証明書は表題や、金額が入っている項目には「地震」と書かれていることが多く、保険区分や備考欄に「旧長期」「旧長期損害保険に該当する」等と書かれているものです。

重要

令和2年分 地震保険料控除証明書

保険契約者 (加入者) 様

※地震保険、経過措置が適用される長期損害保険を表示しています。(裏面参照)

証券番号	保険の種類	保険の対象
11121711121730	年金払積立傷害保険	180000円 長期

区分に「地震」と表示している保険料は、所得控除第17条第1項に規定する地震保険料に該当するものです。

区分に「長期」と表示している保険料は、平成十八年所得税法改正等法附則第十條第二項第一号に規定する長期損害保険料に該当するものです。

本年の控除対象となる保険料を上記のとおり証明します。

令和 02年09月09日 三井住友海上火災保険株式会社
東京都千代田区有明3丁目9番10号

- 【必要な情報】
- ・表題（「〇〇控除証明書」等）
 - ・保険会社名
 - ・証明年度
 - ・保険種類
 - ・保険期間
 - ・契約者氏名
 - ・支払保険料額

4-8 介護保険の証明書

介護保険の証明書は表題や、金額が入っている項目に「介護」と書かれているものです。新旧区分が書かれていない場合がある、ということ以外に大きな特徴はありません。

令和 2 年分 生命保険料控除証明書 **重要**

保険加入者	様	
適用制度	介護医療保険料控除	
保険の種類	団体総合生活補償保険(MS&AD型)	
払込方法	分割12回払	
証券番号		
保険期間	平成31年9月1日 から 令和 2年8月1日 まで	令和 2年9月1日 から 令和 3年8月1日 まで
控除対象保険料	37080円	8310円
合計控除対象保険料	45390円	
被保険者名	様	

本年の控除対象となる保険料を上記のとおり証明します。
令和 2年 9月 1日

三井住友海上火災保険株式会社
東京都千代田区神田三丁目9番

【ご注意】

(1) この証明書に記載している控除対象保険料は、令和 2年 9月 1日の契約内容に基づき、令和 2年 1月 1日から令和 2年 12月 31日までの払込予定保険料に対する控除対象保険料を算出しています。【ご契約内容の変更手続きをされた場合など、控除保険料が変更となる場合があります。】

(2) この証明書記載している被保険者名は、令和 2年 8月 1日及び令和 2年 9月 1日までに加入された、すべての被保険者を表しています。

(3) ご不明な点がございましたら、最寄りに記載のくまひ合わせ先までご連絡ください。

【ご案内】

(1) この証明書は、生命保険料控除のうち、介護医療保険料控除申告の際にご利用いただけます。

(2) 年次調整の申請・変更等の記載方法につきましては、勤務先等にお問合せください。

【必要な情報】

- 表題（「〇〇控除証明書」等）
- 保険会社名
- 証明年度
- 保険種類
- 保険期間
- 契約者氏名
- 支払保険料額

4-9 一般の生命保険の証明書

個人年金の証明書は表題や、金額が入っている項目に「一般」と書かれているものです。介護、個人年金の情報も同時に記載されている場合もあります。

地震保険料・生命保険料控除申告用ご通知兼 控除証明書 No. _____

令和 2 年分

日ごろ格別のお引き立てをいただき厚くお礼申し上げます。
東京海上日動にてご契約いただいております保険契約の保険料払込みにつきまして、下記のとおりご通知申し上げます。

団体名： 札幌 太郎 様 所属コード： _____
ご加入者名： 札幌 太郎 様 社員コード： _____

証券番号	保険種類	始期日	保険期間(年)	保険の対象(目的)	保険金額	控除対象保険料	一回分保険料	区分
*****	介護費用	平成4年8月1日				79,800	3,800	生(一)

<控除対象保険料合計>

区分	内 容	金額
生	所得税法第七十六条第一項に規定する旧生命保険料に該当するもの	79,800円
介	所得税法第七十六条第二項に規定する介護医療保険料に該当するもの	0円
地	所得税法第七十七条第一項に規定する地震保険料に該当するもの	0円
長	平成18年所得税法改正並付別添十第百一十号第一号に規定する長期積立保険料に該当するもの	0円

控除対象となる保険料は、上記および左記のとおりであることを証明いたします。
証明書作成日 令和 2年 10月 13日

東京都千代田区丸の内1丁目 **三井住友**
東京海上日動火災保険株式会社

営業店 4153 中国支店 山口営業課
代理店 7050 MH1 保険サービス下関

【ご注意】
上記に、同一の証券番号で積立火災保険と地震保険の契約が記載されており、かつ①②のいずれにも金額が記載されている場合は、上記①②のいずれか一方を用いて地震保険料控除の金額を計算します。
詳細につきましては、裏面をご参照ください。

【必要な情報】


- 表題（「〇〇控除証明書」等）
- 保険会社名
- 証明年度
- 保険種類
- 保険期間
- 契約者氏名
- 新旧区分
- 支払保険料額

4-10 お知らせ、本人控え

お知らせやご本人控えが届いていて、まだ証明書原本が届いていない場合、「お知らせ」を証明書の代わりとすることができます。本人控えも同様に、証明書が汚れてしまって判読しにくい場合等に、証明書の代わりとして利用できます。

※お知らせ・ご本人控えと、証明書の両方をアップロードしないでください。

必要な情報は、各証明書と同じ内容のため、該当するものをご確認ください。
お知らせ（ご案内）は、切り取り線で切り離した際、保険会社名がなくなってしまう場合があります。保険会社名がなくなってしまった場合、**保険会社名が入っている部分と「お知らせ」を1つの画像に納めてください。**

 生命保険料控除の“申告”にあたってのご案内			
<p>いつも格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。 給与所得者の方などで次期月保険料お払込前に“申告”される場合のご案内をいたします。 今後ともご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>○このご案内は「生命保険料控除証明書」（以下、「証明書」とします。）ではありません。 ○以下の作成日以前にお払込みいただいた保険料がある場合、このご案内とは別に「証明書」を送付しております。</p>			
<p>ご契約者 札幌 太郎 様</p>			
契約番号 (証券記号番号) *****	保険料払込期間 ***	保険種類 終身保険	適用制度 (適用除外のない) 新生命保険料控除制度
契約日 平成 2年12月 1日	払込方法 年払	主契約保険期間 終身	年金支払開始日 *****年**月**日
年金受取人名 *****	*****	受取人生年月日 *****年**月**日	*****
次期払込年月 令和 2年12月	申告年 令和 2年分	*保険種類は、主契約の保険種類を記載しております。	
一般生命保険料 (A) *****	配当金 (相当額) (B) *****	一般生命保険料 (A)-(B) *****	配当金 (相当額) (C) *****
介護保険料 (D) *****	配当金 (相当額) (E) *****	介護保険料 (D)-(E) *****	配当金 (相当額) (F) *****
合計 25,939円	合計 25,939円	個人年金保険料 (G) *****	
<p>作成日 令和 2年 10月 7日</p>			
<div style="border: 2px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">日本生命保険相互会社</div>			

このご案内は、本年中に次期月保険料をお払込みいただいた場合の申告予定金額をお知らせしております。次期月保険料お払込後に送付する「証明書」が届く前に“申告”される場合にご利用ください。

「証明書」は金融機関の口座から保険料を振替後に送付いたします。左記のご契約につきましては、12月27日（土・日・祝日の場合翌営業日）振替後の1月中旬となります。

■「証明書」のお取扱いについて

- 本年中に次期月保険料をお払込みいただいた場合
 - ・次期月保険料お払込後、本年のお払込保険料に対する「証明書」を送付します。
(このご案内作成日以前のお払込保険料に対する「証明書」を送付済の場合、「再発行」証明書を送付します。)
- 本年中に次期月保険料をお払込みしなかった場合
 - ・このご案内の作成日以前に本年のお払込保険料がある場合
このご案内と同時期に送付しております「証明書」をご確認ください。
 - ・本年のお払込保険料がない場合
本年分の証明はありません。
- “申告”される場合、「証明書」は1月末までに勤務先等にご提出ください。
- 個別の税務取扱等については、税理士や所轄の国税局・税務署にご相談ください。

5 住宅借入金特別控除を申告する場合

住宅借入金特別控除を申告する場合は、「住宅借入金等特別控除申告書」と「残高証明書」をそれぞれ撮影・スキャンし、該当の場所にアップロードしてください。
複数の申告書・残高証明書がある場合は、**名義がご本人の申告書・残高証明書をすべて**アップロードしてください。

5-1 XMLファイル

ここでいうXMLファイルは、「住宅借入金等特別控除申告書」及び「残高証明書」の電子データのことです。
申告書は、初年度に「電子データで申告書を受け取る」とした場合（住宅の居住開始年月日が平成31年1月1日以降の場合）のデータとなります。
残高証明書は、金融機関が電子データでの証明に対応している場合のデータとなります。
※詳しい条件等は、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

【注意事項】

残高証明書のXMLファイルは、**住宅借入金等特別控除申告書がXMLファイルである場合**のみご利用ください。
申告書が紙（画像）の場合は、残高証明書も紙（画像）をご利用ください。
以下の「×」の組み合わせの場合、正常に処理を行えない場合がございます。

住宅借入金等 特別控除申告書	残高証明書	○・×
紙	紙	○
紙	電子データ (XMLファイル)	×
電子データ (XMLファイル)	紙	○
電子データ (XMLファイル)	電子データ (XMLファイル)	○

5-2 住宅借入金等特別控除申告書

住宅借入金特別控除申告書は、年末調整を行うために上部の申告書部分を記入する必要があります。しかし、簡単年調にアップロードする際は、**未記入のまま撮影・スキャンし、アップロードしてください。**
 ※申告書下部の証明書のみを撮影・スキャンしても、処理を行うことができません。**申告書全体**を撮影・スキャンしてください。

申告完成後、記入見本が作成されます。見本をもとに原本のご記入をお願いいたします。

2018年12月31日以前に居住開始の申告書

平成30年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

給与所得者(氏名) ○○株式会社 (フリガナ) ○○株式会社
 居住区分(住所) ○○市△△町××××× (フリガナ) ○○市△△町×××××

申告書の提出先(氏名) ○○株式会社 (フリガナ) ○○株式会社
 居住区分(住所) ○○市△△町××××× (フリガナ) ○○市△△町×××××

項目	平成29年	平成30年	平成31年
基礎年末残高限度額	10,000,000	12,500,000	22,500,000
新築又は購入した家屋に係る事項	70,000	100	80,000
増改築等をした部分に係る事項	70,000	80,000	300,000
取得区分	△	△	△

左記の方が、平成30年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

平成30年 10月 15日

国税 太郎 様

居住開始年月日 平成29年 7月 24日

基礎年末残高限度額 10,000,000

新築又は購入した家屋に係る事項 70,000

増改築等をした部分に係る事項 70,000

取得区分 △

2019年1月1日以降に居住開始の申告書

令和2年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

給与所得者(氏名) ○○株式会社 (フリガナ) ○○株式会社
 居住区分(住所) 東京都港区代田区 代田 1-3-3 (フリガナ) 東京都港区代田区代田1-3-3

申告書の提出先(氏名) ○○株式会社 (フリガナ) ○○株式会社
 居住区分(住所) 東京都港区代田区 代田 1-3-3 (フリガナ) 東京都港区代田区代田1-3-3

項目	令和1年	令和2年
基礎年末残高限度額	19,500,000	19,500,000
新築又は購入した家屋に係る事項	50,000	50,000
増改築等をした部分に係る事項	9,750,000	9,750,000
取得区分	△	△

左記の方が、令和2年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

令和2年 10月 16日

田中 三郎 様

居住開始年月日 令和1年 10月 16日

基礎年末残高限度額 19,500,000

新築又は購入した家屋に係る事項 50,000

増改築等をした部分に係る事項 9,750,000

取得区分 △

- 【必要な情報】
- 表題
 - 基礎年末残高限度額
 - 住宅借入金等特別控除%
 - 証明年度
 - 「新築又は購入した家屋に係る事項」の表
 - 「増改築等をした部分に係る事項」の表
 - 取得区分(「△年居住用」等)

- 【必要な情報】
- 表題
 - 基礎年末残高限度額
 - 住宅借入金等特別控除%
 - 証明年度
 - 家屋に関する事項
 - 土地に関する事項
 - 増改築等に関する事項
 - 特例期間についての記載
 - 適用初年度分の控除額
 - 取得区分(「△年居住用」等)

